



# 山形県公報

令和8年3月31日(火)

号外(18)

## 目次

### 規 則

○山形県県税規則等の一部を改正する規則……………(税 政 課) …… 1

### 訓 令

○山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) ……10

### 告 示

○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

## 規 則

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第27号

#### 山形県県税規則等の一部を改正する規則

(山形県県税規則の一部改正)

第1条 山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の種別割」を削り、「第9条の16」を「第9条」に改め、「の環境性能割に係るもの及び自動車税」を削る。

第3条第5項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第6条第1項中「第177条の10第4項」を「第157条第4項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「第9条の16」を「第9条」に改め、「の種別割」を削る。

第7条第1項中「、第135条の11第1項」を削り、同条第2項中「、第135条の11第3項」を削る。

第14条の次に次の1条を加える。

(公示送達の方法)

第14条の2 条例第13条に規定する規則で定める方法は、県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(法第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(県の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第19条中「の種別割」を削る。

第21条第1項中「第9条の16」を「第9条」に、「の環境性能割及び自動車税の種別割並びに」を「及び」に改め、同条第2項中「第135条の6第2項又は」及び「の環境性能割又は自動車税の種別割」を削る。

第25条の4を削る。

第41条の6第1項中「第135条の6第2項又は」を削り、「の環境性能割額又は自動車税の種別割額」を「額」

に改める。

第41条の15中「第135条の11第1項第3号」を「第142条第1項」に改める。

第41条の16を削る。

第42条第1項第1号中「の種別割」を削る。

附則第19項中「、別記第122号様式及び別記第164号の5様式」を「及び別記第122号様式」に改める。

別表1通則及び賦課徴収の項中「自動車税種別割納税通知書兼領収証書」を「自動車税納税通知書兼領収証書」に、「自動車税種別割納税通知書（口座振替加入者用）」を「自動車税納税通知書（口座振替加入者用）」に、「自動車税種別割納税通知書（身体障がい者等減免該当者用）」を「自動車税納税通知書（身体障がい者等減免該当者用）」に、「自動車税種別割納付書」を「自動車納付書」に、「自動車税種別割賦課取消・減額通知書」を「自動車税賦課取消・減額通知書」に、

「削除 第15号の3様式

自動車税環境性能割更正請求書 第15号の4様式 法第20条の9の3第1項を  
及び第2項」

「削除 第15号の3様式及び  
第15号の4様式」に改め、「自動車税種別

割減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、「自動車税種別割過誤納金還付・過誤納金還付兼賦課取消・減額通知書」を「自動車税過誤納金還付・過誤納金還付兼賦課取消・減額通知書」に、「自動

「自動車税種別割納税証明書  
自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付請求書

車税種別割充当通知書」を「自動車税充当通知書」に、  
自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を  
自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」

「自動車税納税証明書

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付請求書

「自動車税種別割領収証書  
に、自動車税種別割領収証書（口座振替加入者用）」

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」

「自動車税領収証書

自動車税領収証書（口座振替加入者用）に、「自動車税種別割督促状」を「自動車税督促状」に、「第177条の19」を

「第166条」に改め、同表7自動車税の項中「自動車税種別割課税免除承認申請書」を「自動車税課税免除承認申請書」に、「自動車税種別割課税免除承認通知書」を「自動車税課税免除承認通知書」に、「自動車税種別割課税免除不承認通知書」を「自動車税課税免除不承認通知書」に、「自動車税種別割の課税免除に該当しなくなった旨の届出書」を「自動車税の課税免除に該当しなくなった旨の届出書」に、「自動車税種別割課税免除取消通知書」を「自動車税課税免除取消通知書」に、「自動車税種別割納税義務消滅申告書」を「自動車税納税義務消滅申告書」に、「自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の適用があるべき旨の申告書」を「自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の適用があるべき旨の申告書」に、「自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除承認通知書」を「自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除承認通知書」に、「自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除不承認通知書」を「自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除不承認通知書」に、

「自動車税環境性能割・種別割減 免申請書（被災自動車用）	第164号様式	条例第135条の11第2項 及び条例第142条第2項	
自動車税環境性能割減免申請書 （救急自動車等用）	第164号の2様式	条例第135条の11第2項	
自動車税環境性能割・種別割減 免申請書（身体障がい者等所有 自動車用）	第164号の2の2 様式	条例第135条の11第2項 及び条例第142条第2項	を
自動車税環境性能割・種別割減 免申請書（身体障がい者等利用 構造変更自動車用）	第164号の2の3 様式	条例第135条の11第2項 及び条例第142条第2項	」
「自動車税減免申請書（被災自動 車用）	第164号様式	条例第142条第2項	
削除	第164号の2様式		
自動車税減免申請書（身体障が い者等所有自動車用）	第164号の2の2 様式	条例第142条第2項	に、「自動車税種別割減
自動車税減免申請書（身体障が い者等利用構造変更自動車用）	第164号の2の3 様式	条例第142条第2項	」
免申請書（商品中古自動車用）」を			「自動車税減免申請書（商品中古自動車用）」に、「自動車税種別割の減免
に該当しなくなった旨の届出書」を			「自動車税の減免に該当しなくなった旨の届出書」に、
「自動車税環境性能割更正、決 定、加算金決定、納額通知書	第164号の5様式	法第13条第1項、法第 168条第4項、法第171条 第7項及び法第172条第 5項	
自動車税環境性能割の納税義務 の免除の適用があるべき旨の申 告書	第164号の6様式	条例第135条の9第2項	
自動車税環境性能割還付申請書	第164号の7様式	条例第135条の9第7項	を
自動車税環境性能割納付義務免 除（還付）申請書	第164号の8様式	条例第135条の10第3項	
自動車税環境性能割徴収猶予通 知書	第164号の9様式	法第164条第5項	
自動車税環境性能割徴収猶予取 消通知書	第164号の10様式	法第164条第5項	
自動車税種別割減免申請書	第164号の11様式	条例附則第15条の4第1 項	」
「削除	第164号の5様式か ら第164号の10様式 まで		に改める。
自動車税減免申請書	第164号の11様式	条例附則第15条の4第1 項	」
別記第5号様式（表）中	「自動車税種別割 納税通知書 兼領収証書」	を	「自動車税 納税通知書 兼領収証書」
の注書中「第177条の11第7項」を			に改め、同様式（裏）
別記第5号の2様式（表）中	「自動車税種別割納税通知書 口座振替加入者用	を	「自動車税納税通知書 口座振替加入者用」
別記第5号の3様式（表）中	「自動車税種別割納税通知書 （減免予定者用）」	を	「自動車税納税通知書 （減免予定者用）」
別記第11号様式の注書第1項中			「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。
別記第11号の3様式中			「自動車税種別割領収済通知書」を「自動車税領収済通知書」に、「自動車税種別割納 付書」を「自動車税納付書」に改める。

別記第11号の4様式中「自動車税種別割領収済通知書」を「自動車税領収済通知書」に、「自動車税種別割納付書」を「自動車税納付書」に、「自動車税種別割領収証書」を「自動車税領収証書」に改める。

別記第14号様式の注書中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第14号の2様式中「自動車税種別割賦課取消・減額通知書」を「自動車税賦課取消・減額通知書」に改める。

別記第15号の3様式及び別記第15号の4様式を次のように改める。

第15号の3様式及び第15号の4様式 削除

別記第16号の2様式（表）中 「自動車税種別割減免決定通知書 兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税減免決定通知書 兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に改める。

別記第61号の2様式（表）中

「自動車税種別割 過誤納金還付通知書 過誤納金還付兼賦課取消・減額」を「自動車税 過誤納金還付通知書 過誤納金還付兼賦課取消・減額」に改める。

別記第61号の3様式中「自動車税種別割充当通知書」を「自動車税充当通知書」に、「自動車税種別割が」を「自動車税が」に改める。

別記第75号の2様式中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第76号様式中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

別記第77号様式中 「自動車税種別割納税証明書 交付請求書（継続検査・構造等変更検査用）」を

「自動車税納税証明書 交付請求書（継続検査・構造等変更検査用）」に改める。

別記第77号の2様式中「自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に改める。

別記第77号の3様式中 「自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に改める。


別記第82号の2様式中「自動車税種別割領収証書」を「自動車税領収証書」に改める。


別記第82号の3様式中 「自動車税種別割領収証書（口座振替加入者用）」を「自動車税領収証書（口座振替加入者用）」に改める。

別記第86号様式（表）の注書中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第87号様式（表）中「自動車税種別割督促状」を「自動車税督促状」に改める。

別記第161号様式中

「 自動車税種別割課税免除承認申請書」を

「 自動車税課税免除承認申請書」に、「自動車税種別割の」

を「自動車税の」に改める。

別記第161号の2様式中

「自動車税種別割課税免除承認通知書」を

「  
自動車税課税免除承認通知書  
」に、「自動車税種別割の」

を「自動車税の」に改める。

別記第161号の3様式中

「  
自動車税種別割課税免除不承認通知書  
」を

「  
自動車税課税免除不承認通知書  
」に、「自動車税種別割の」

を「自動車税の」に改める。

別記第161号の6様式中

「  
受付印  
自動車税種別割の課税免除に該当しなくなった旨の届出書  
」を

「  
受付印  
自動車税の課税免除に該当しなくなった旨の届出書  
」に、「とおり自動車税種別

割」を「とおり自動車税」に改める。

別記第161号の7様式中

「  
自動車税種別割課税免除取消通知書  
」を

「  
自動車税課税免除取消通知書  
」に、「自動車税種別割の」

を「自動車税の」に改める。

別記第163号様式中 「  
受付印  
自動車税種別割納税義務消滅申告書  
」を

「  
受付印  
自動車税納税義務消滅申告書  
」に、「自動車税種別割の」

を「自動車税の」に改める。

別記第163号の4様式中

「  
受付印  
自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の  
納付義務の免除の適用があるべき旨の申告書  
」を

「  
受付印  
自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の  
納付義務の免除の適用があるべき旨の申告書  
」に改める。

別記第163号の5様式中

「  
自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除承認通知書  
」を

自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除承認通知書

に、「あつた自動車税種別

割」を「あつた自動車税」に改める。

別記第163号の6様式中

自動車税種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除不承認通知書

を

自動車税の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除不承認通知書

に、「あつた自動車税種別

割」を「あつた自動車税」に改める。

別記第164号様式中

受付印 自動車税 環境性能割 種別割 減免申請書（被災自動車用）

を

受付印 自動車税減免申請書（被災自動車用）

に、

「自動車税 環境性能割 種別割」の「自動車税の」に、

種別割			環境性能割	
年度	税額	円	課税標準額	円
	納期限	年 月 日		
年度	減免額	※ 円	税額	円

を

年度	税額	円		に改める。
	納期限	年 月 日		
年度	減免額	※ 円		

別記第164号の2様式を次のように改める。

第164号の2様式 削除

別記第164号の2の2様式中

受付印 自動車税 環境性能割 種別割 減免申請書（身体障がい者等所有自動車用）

を

受付印 自動車税減免申請書（身体障がい者等所有自動車用）

に、

「自動車税 環境性能割 種別割」の「自動車税の」に、

種別割				環境性能割	
年度	税額		円	課税標準額	円
	納期限		年 月		
	減免開始年月	※	年 月	税額	円
	減免額	※	円		

を

年度	税額		円
	納期限		年 月 日
	減免開始年月	※	年 月
	減免額	※	円

に改める。

別記第164号の2の3様式中

(受付印)	自動車税 環境性能割 種別割 減免申請書（身体障がい者等利用構造変更自動車用）	を
-------	---	---

(受付印)	自動車税減免申請書（身体障がい者等利用構造変更自動車用）	に、
-------	------------------------------	----

「自動車税 環境性能割 種別割」の「自動車税の」に、

※営・自区分		営業用・自家用			
※構造上の装置		車椅子の昇降装置・固定装置・浴槽・その他（ ）			
※申請区分	種別割		環境性能割		
	1 構造上身体障がい者等の利用に専ら供するための自動車		1 構造上身体障がい者等の利用に供するための自動車 2 身体障がい者が運転するための構造変更がされた営業用自動車		
税額等	年度	納期限	年 月 日	自動車の取得年月日	年 月 日
		税額	円	課税標準額 ①	円
				① × 税率 ②	円
				①のうち構造変更に要した金額 ③	円
		減免額	※ 円	減免額 (③ × 税率) ④	円
納付額 (② - ④)	円				

を


※構造上の装置		車椅子の昇降装置・固定装置・浴槽・その他（ ）	
税額等	納期限	年 月 日	
	税額	円	
	減免額	※ 円	


に改め、

同様式の注書第1項及び第2項を次のように改める。

- この申請書は、減免を受けようとする理由が構造上身体障がい者等の利用に専ら供するための自動車である場合に用いてください。
- この申請書には、構造変更の内容等を証する書類を添付してください。


別記第164号の3様式中


「 受付印」  
 自動車税種別割減免申請書（商品中古自動車用） を

「 受付印」  
 自動車税減免申請書（商品中古自動車用） に、「自動車税種別割の」

を「自動車税の」に改め、同様式の注書第1項第4号を削る。

別記第164号の4様式中

「 受付印」  
 自動車税種別割の減免に該当しなくなった旨の届出書 を

「 受付印」  
 自動車税の減免に該当しなくなった旨の届出書 に、「とおり自動車税種別


割」を「とおり自動車税」に改める。

別記第164号の5様式から別記第164号の10様式までを次のように改める。

第164号の5様式から第164号の10様式まで 削除

別記第164号の11様式中

「 受付印」  
 自動車税種別割減免申請書 を

「 受付印」  
 自動車税減免申請書 に、「とおり自動車税種別

割」を「とおり自動車税」に改め、同様式の注書第3項中「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改め、同注書第7項中「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改める。

（山形県財務規則の一部改正）

第2条 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第144条第2号ロ中(ハ)を削り、(ニ)を(ハ)とし、(ホ)を(ニ)とし、(ヘ)を(ホ)とする。

別表第1第2項出納員に委任する事項の欄第6号イ及びニ並びに同表第3項出納員に委任する事項の欄第1号イ中「、軽自動車税の環境性能割に係る徴収金」を削り、同表第5項出納員に委任する事項の欄中「の環境性能割及び自動車税の種別割並びに歳入歳出外現金のうち軽自動車税の環境性能割並びにこれら」を「並びにこれ」に改める。

（山形県行政組織規則の一部改正）

第3条 山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第9号へ中「の環境性能割及び自動車税の種別割」を削る。

第33条第2号イ中「自動車税の環境性能割については課税課及び庄内総合支庁に限り、」を削る。

（職員の駐在制度に関する規則の一部改正）

第4条 職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「の環境性能割及び自動車税の種別割」を削る。

（山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成17年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第3条中「第5条」を「第4条」に、「から別記様式第3号まで」を「又は別記様式第2号」に改め、同条第3号を削る。

第4条第1項中「から第4条まで」を「又は第3条」に改め、「又は別記様式第5号」を削り、同条第2項中「又は別記様式第7号」を削る。

別記様式第1号中「第6号様式の㉔」を「第6号様式の㉕」に、「第6号様式（その2）の㉖」を「第6号様式（その2）の㉗」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

別記様式第7号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中第14条の次に1条を加える改正規定 令和8年5月21日
  - (2) 第1条中第3条第5項の改正規定 令和9年10月1日  
（自動車税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の山形県県税規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。  
（軽自動車税に関する経過措置）
- 5 施行日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る徴収金についての第2条の規定による改正前の山形県財務規則第144条第1項第2号ロ（ハ）の規定の適用については、なお従前の例による。  
（様式に関する経過措置）
- 6 第1条の規定による改正前の山形県県税規則（以下「旧規則」という。）別記第16号の2様式による自動車税種別割減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）並びに旧規則別記第77号の2様式及び別記第77号の3様式による自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間の満了する日までの間は、それぞれ新規則別記第16号の2様式による自動車税減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）並びに新規則別記第77号の2様式及び別記第77号の3様式による自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）とみなす。
- 7 旧規則により作成した用紙で新規則に相当規定のあるもの及び第5条の規定による改正前の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 8 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表村山総合支庁長又は庄内総合支庁長の項を削る。

## 訓 令

### 山形県訓令第3号

総 務 部  
総 合 支 庁

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

山形県県税事務取扱規程（昭和38年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「の環境性能割及び自動車税の種別割」を削る。

第65条の2及び第65条の2の2を削る。

第65条の3を次のように改める。

（調定決議書の添付書類）

第65条の3 普通徴収の方法によつて徴収する自動車税の県税調定決議書には、自動車税調定内訳書、自動車税集計表、自動車税調定減額内訳書及び自動車税の非課税車等情報通知書を添付するものとする。

2 証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税の県税調定決議書には、自動車税の申告書、自動車税集計表及び自動車税調定減額内訳書を添付するものとする。

第65条の3を第65条の2とする。

第65条の3の2（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第65条の3とする。

第70条第3項中「別表第5項出納員として指定する職の欄又は第6項出納員として指定する職の欄」を「別表第1項出納員として指定する職の欄」に改める。

第88条第3項及び第89条第4項中「の種別割」を削り、「自動車税種別割徴収引継書」を「自動車税徴収引継書」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第260号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第8中「の種別割」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。